

産業廃棄物の事業場外保管の届出について

熊本市 事業ごみ対策課

平成23年4月1日から改正廃棄物処理法が施行され、建設工事*¹に伴い生ずる産業廃棄物を事業場外*²で保管する事業者(保管場所の面積が300m²以上の場合に限る)は、あらかじめ市への届出が必要*³になりました（廃棄物処理法第12条第3項）。

届出方法等の説明は以下のとおりです。

- * 1 : 建設工事には、建設以外の建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含まれます。
- * 2 : 事業場と空間的に一体とみなせる場所での保管は、“事業場外での保管”には該当しませんので届出不要です。
- * 3 : 以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は届出不要です。
 - (1) 産業廃棄物収集運搬業（積替え保管）又は産業廃棄物処分業の許可に係る事業を行うため使用する施設において行われる保管
 - (2) 産業廃棄物処理施設の許可に係る処理施設において行われる保管
 - (3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管

1. 届出方法

届出が必要な方は、以下の書類を作成し、保管を開始する前に事業ごみ対策課まで書類を提出してください。

- (1) 産業廃棄物事業場外保管届出書
- (2) 保管場所の土地を使用する権原を有することを証する書類（土地の登記簿謄本）
 - ※ 写しでも可ですが、原本と照合しますので、原本を持参ください。
 - ※ 所有者が届出者と異なる場合のみ、土地の賃貸契約書又は使用承諾書を添付。
- (3) 保管場所の平面図
- (4) 保管場所の見取図

2. 変更届出方法

届出後に、「保管の場所に関する事項*」に変更があった場合は、以下の書類を作成し、当該変更をする前に事業ごみ対策課まで提出してください。

* : 「保管の場所に関する事項」とは、当初に届出た「産業廃棄物事業場外保管届出書」の記載欄「保管の場所に関する事項」に記載した事項です。

- (1) 産業廃棄物事業場外保管変更届出書
- (2) 保管場所の土地を使用する権原を有することを証する書類（土地の登記簿謄本）
 - ※ 写しでも可ですが、原本と照合しますので、原本を持参ください。
 - ※ 所有者が届出者と異なる場合のみ、土地の賃貸契約書又は使用承諾書を添付。
- (3) 保管場所の平面図
- (4) 保管場所の見取図

※（２）（３）（４）については、保管場所の所在地又は面積を変更した場合のみ添付。

3. 廃止届出の方法

届出した事業者が届出に係る保管をやめたときは、以下の書類を作成し、当該保管をやめた日から30日以内に事業ごみ対策課まで提出してください。

- （１）産業廃棄物事業場外保管変更届出書

4. その他

- （１）建設工事に伴い生ずる特別管理産業廃棄物を事業場外で保管する事業者（保管場所の面積が300m²以上の場合に限る）についても、同様の届出（様式は異なる）が必要になります。その場合は、上述の「産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物」と読み替えてください。
- （２）届出について不明な場合は下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先 >

〒860-8601

熊本市手取本町1番1号

熊本市事業ごみ対策課

TEL. 096-328-2362